資料編 Ⅱ 用語解説(50音順)

あ アセスメント

対象者の身体状況や生活環境等を把握し、抱える問題等を整理・把握するチェックリストであり、対象者が生活を維持・向上させていく上で必要とすることを把握します。

え SDGs(持続可能な開発目標)

平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年に向けての国際目標を指します。この中には、17のゴール、169のターゲットが示されており、日本においても誰一人として置き去りにすることなく一人ひとりが持てる能力を発揮できる社会の実現に向けて積極的な取り組みが進められています。

NPO法人

特定の非営利活動を行い、社会の向上発展をめざす法人をいいます。

お オレンジパラソル

認知症サポーターやオレンジメイトによるボランティアグループです。認知症カフェをはじめ、地域の認知症支援活動において活躍しています。

か 介護支援専門員(ケアマネジャー)

要介護者等からの相談に応じて、要介護者等がその心身の状況等に応じ、適切なサービスを利用できるように、保険者、居宅サービス事業者、施設等の事業者との連絡調整を行う専門職のことです。

介護保険事業計画

介護保険事業を円滑に実施するため、厚生労働大臣が定める基本指針に沿って、市町村 (保険者)が策定する事業計画です。計画期間は、3年を1期とし、事業計画の内容は、 保険料算定の基礎として用いられます。

介護保険被保険者

第1号被保険者と第2号被保険者があり、第1号被保険者は市町村(保険者)の区域内 に住所を有する65歳以上の人(住所地特例者及び適用除外施設入所者を除く。)で、第 2号被保険者は市町村(保険者)の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険 加入者(住所地特例者及び適用除外施設入所者を除く。)をいいます。

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7年に向け、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心になって、地域の実情に応じて、住民等が多様な主体によるサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す事業です。

介護療養型医療施設

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象に、日常的な医学管理や看取りターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

入所定員が30人以上の特別養護老人ホームであって、身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時の介護を必要とする寝たきり、認知症の要介護者で、居宅では適切な介護を受けられない人に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う入所施設です。

介護老人保健施設

症状が安定している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う入所施設です。

き基本チェックリスト

事業対象者に該当するかを判定するため、要介護状態等の原因となる生活機能の低下 の有無を確認する 25 項目からなる質問票です。

居宅介護サービス計画(ケアプラン)

介護支援専門員が、要介護者等や家族の要望に沿ったサービスが適切に利用できるよう、 その人に合ったサービスを組み合わせて作成するものをいいます。

居宅介護支援

要介護者等の依頼を受けて、心身の状況、置かれている環境、要介護者及びその家族の希望等を勘案した居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整やサービスの給付管理等を行います。また要介護者が介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、その介護保険施設等への紹介等を行います。

居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

要介護者等に対し、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が家庭を訪問して、療養上の管理や指導を行うサービスです。

け ケアマネジメント

要介護者等の心身の状況や、希望、必要性等を踏まえてケアプランを作成し、適切な介護サービス等が利用できるよう、事業者との連絡調整等を行うことです。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいいます。

こ 広域連合

平成6年の地方自治法の改正により、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国や県からの権限や事務の受け入れ体制を整備するために創設された特別地方公共団体です。なお、介護保険の保険者は、市町村及び特別区ですが、広域連合も保険者となり得ます。東浦町、東海市、大府市及び知多市は、「知多北部広域連合」を平成11年6月に設立し、介護保険事業を行っています。

高齢者世帯

65 歳以上の者のみで構成するか、又はこれに 18 歳未満の未婚の者が加わった世帯のことです。

コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

「地域の福祉相談員」として地域に出向き、困りごとのある方の相談を受けます。制度の「はざま」や複数の課題を抱える等の理由により、公的サービスだけでは対応が困難なケースの解決に取り組み、相談内容に応じて、支援ができる機関につないで解決支援を行います。

さ サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の単身者や夫婦のみの世帯等が安心して暮らすための住まいとして、バリアフリー構造を有し、一定の面積、設備を備え、安否確認サービスや生活相談サービス等を提供する賃貸住宅のことです。

し 事業対象者

厚生労働省が作成した25項目の質問(基本チェックリスト)に「はい」「いいえ」で答え、その結果で生活機能の低下が見られ、総合事業対象の基準に該当すると判断された方のことです。

社会福祉士

身体や精神の障がいや環境等の理由により、日常生活を営むのに支障のある人の福祉に 関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供をする人や医療関係者との連絡、調整その他の援助を行う人のことをいいます。

住宅改修費の支給

要介護者等の住宅において、段差解消や便所・浴室等の改修費の一部を支給するサービスです。

主任介護支援専門員

介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援 専門員に対する助言・指導等の介護支援専門員の業務に対し、十分な知識と経験を有する 介護支援専門員であり、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務 に関する知識及び技術を修得した人をいいます。

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

要介護者等に対し、「通い(日中ケア)」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情等に応じて、随時「訪問(訪問ケア)」や「泊まり(夜間ケア)」を組み合わせることで、 在宅生活の継続の支援をするサービスです。

シルバー人材センター

定年退職者等の高齢者に対し、ライフスタイルに合わせた就業の機会や、ボランティア 活動をはじめとするさまざまな社会参加の場を提供する組織です。

シルバーハウジング

バリアフリー化に対応するとともに、生活指導・相談、安否確認、緊急時対応等を行う 生活援助員(LSA)が配置された公営住宅等をいいます。長時間、水を使用しないと通 報されるシステム等が設置されています。

せ生活援助員(LSA)

ライフ・サポート・アドバイザーの略で、シルバーハウジングの入居者に対して、日常の生活相談、電話や訪問による安否確認、緊急時における連絡等を行う人のことをいい、 入居者の在宅生活を支援します。

生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、高齢者に関わる地域のニーズ及び地域資源を把握 し、「地域で暮らす方」と地域資源である「支援する人やサービス」をつなぎ、地域に不 足する資源の開発、地域の支援者間のネットワークづくりを行う役割を担います。

成年後見制度

認知症高齢者等、判断能力が十分でない人が、一方的に自己に不利な契約を結ばれないよう、成年後見人等が本人の不十分な判断能力を補い保護する制度です。成年後見人等は、 家庭裁判所が事情を考慮したうえで、ふさわしい人を選任します。

た 多職種研修会

医療・介護の関係者等、多岐に渡る職種の資質向上と連携するために開催する研修会です。

団塊の世代

昭和22年から昭和24年にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代で、終戦に伴う復員のため、婚姻、出生人口がこの時期に重なったと言われています。

短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)

要介護者等が、介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話(支援)及び機能訓練を受けるサービスです。

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)

要介護者等で医療的なケアが必要な人が、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に 短期間入所し、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生 活上の世話(支援)を受けるサービスです。

ち 地域ケア会議

高齢者相談支援センター又は市町村が主催し、医療・介護・福祉等の多職種が連携して、 高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包 括ケアシステムの実現に向けた手法です。

地域支援事業

被保険者が要介護状態又は要支援状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。(地域包括支援センターの運営、介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業等)

地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス(健康づくり)、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みです。

地域包括支援センター(高齢者相談支援センター)

介護保険法上の機関で、地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として設置されています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をするサービスです。

地域密着型サービス

介護を必要とする人が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、 地域の特性・実情にきめ細かく対応した多用な介護サービスです。サービスを利用できる のは、原則としてその事業者を指定した保険者の介護保険被保険者のみです。

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホームやケアハウス等に入居している要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をするサービスです。

知多地域成年後見センター

知多5市5町から委託を受け、成年後見制度の利用促進のための活動を行う機関です。 具体的な活動内容として、制度に関する相談・手続きのほか、地域住民に制度の理解を深めてもらうための研修会等を実施しています。

つ通所介護(介護予防通所介護)

要介護者等が通所介護事業所に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話(支援)や機能訓練を日帰りで受けるサービスです。

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

要介護者等が、介護老人保健施設や病院・診療所等において、医学的管理下で機能訓練等を日帰りで受けるリハビリテーションです。

集いの場

ふれあいサロンなど、多世代にわたる住民が集うような通いの場や、地域住民が気軽に 集い、交流できる場所です。

と特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウス入居者等に施設が提供する介護サービスです。

に日常生活圏域

市町村を地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める圏域をいいます。この圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込みます。

認知症

脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいいます。 認知症という言葉自体は病名ではなく、特有の症状を示す状態を総称する言葉です。

認知症カフェ

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場です。家族の会、自 治体、社会福祉法人等によって運営されています。認知症の人やその家族等に対する支援 を推進するとされています。

認知症サポーター養成講座

認知症の人と家族への応援者となる認知症サポーターを養成することを目的として開かれる講座です。

認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症の要介護者等が、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話(支援) 及び機能訓練を受けるサービスです。

認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症の要介護者等が、通所介護事業所に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の 日常生活上の世話(支援)及び機能訓練を受けるサービスです。

は バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁 (バリア) となるものを除去するという 意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いで すが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての 障壁の除去という意味でも用いられています。

ひとり暮らし高齢者

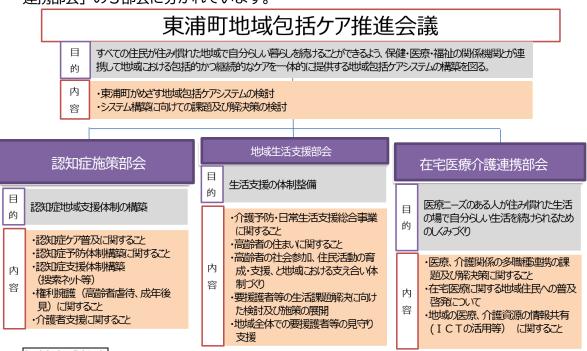
本町では、65歳以上で現にひとり暮らしをしており(住民票ではなく実態で)、①同一敷地内に本人以外誰も住んでいない②隣、道路を挟んだ向かい及び斜め向かいに2親等以内の親族が住んでいないことを民生委員が確認した者と定義しています。また、高齢者世帯であっても、本人以外の世帯構成員が入院、施設入所し、概ね6か月を超えたときは、①と②の条件を満たしていることを民生委員が確認できれば、ひとり暮らしとして登録しています。

避難行動要支援者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する 等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいいます。

ふ部会

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築する東浦町地域包括ケア推進会議を母体として、認知症地域支援体制を構築する「認知症施策部会」生活支援の体制を整備する「地域生活支援部会」医療ニーズのある人が住み慣れた場で自分らしい生活を続けられる仕組みづくりを目的とした「在宅医療介護連携部会」の3部会に分かれています。



福祉実践教室

児童・生徒が点字・手話・車いす・要約筆記・盲導犬・視覚障がい者ガイドヘルプ等 さまざまな器具や方法を体験することにより、障がい者・高齢者に対する正しい理解を 深め、「福祉の心」を理解し、「生きる力」を育むことを目指し開催しています。

福祉避難所

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす 人たちのために、障がい者用トイレ、スロープ等の配慮がされた避難所をいいます。

フレイル

加齢に伴い、筋力等のからだの機能や生理的な機能が低下し、心身ともに活力が低下した状態を言います。健康な状態と介護が必要な状態との「中間の状態」です。

ほ 訪問介護(介護予防訪問介護)

日常生活を営むのに支障のある要介護者等のいる家庭に訪問介護員(ホームヘルパー) が訪問し、家事(調理・買い物・掃除等)や介護(食事、排せつ、入浴の介助等)の世話 (支援)をするサービスです。

訪問看護(介護予防訪問看護)

要介護者等に対し、主治医の管理下で、居宅において看護師等が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。

訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

要介護者等に対し、居宅において行われる理学療法及び作業療法その他必要なリハビリテーションです。

保護措置

保護措置とは、本人が家族等の虐待又は無視を受けているとき、認知症その他の理由 により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がないとき、その他町長が認め るときに施設への入所措置を行うことをいいます。

み民生委員

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人をいいます。

よ要介護状態

身体上又は精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、継続して常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて、要介護状態区分のいずれかに該当するもの(要支援状態に該当するものを除く。)をいいます。

要介護認定

介護保険制度のサービスを利用するためには、申請により要介護又は要支援の認定を受ける必要があります。要介護(要支援)認定の申請をすると、市町村(保険者)の担当職員又は委託された介護支援専門員が訪問し、本人の心身の状況や置かれている環境等を調査します。その一方で、主治医にも意見書の作成を依頼し、それらの結果を基に認定審査会に審査判定を求め、市町村(保険者)が要介護度を認定します。引き続き認定を受ける場合は、認定期間が終了する前に更新の申請が必要です。認定期間は、原則として新規申請は6か月、更新申請は12か月ですが、更新申請については最大36か月まで延長される場合があります。

養護老人ホーム

環境的理由及び経済的な理由で在宅での生活が困難な65歳以上の方を入所させて養護することを目的とした施設のことです。特別養護老人ホームとは違い、入所は市町村による決定に基づき判定されます。

要支援状態

継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、要介護状態以外の状態をいいます。

資料編 III 東浦町高齢者福祉推進協議会運営規則

東浦町高齢者福祉推進協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東浦町附属機関設置条例(平成26年東浦町条例第2号)第2条の規 定に基づき、東浦町高齢者福祉推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に 関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
- (1) 医療に関係する者
- (2) 民生委員
- (3) 高齢者福祉に関する事業に従事している者
- (4) 高齢者福祉に関係する者
- (5) 高齢者の社会参加活動に関する団体に属する者
- (6) 学識経験を有する者
- (7)関係行政機関の職員
- (8) 公募により選考された者

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 協議会に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長 が議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様 とする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

資料編 Ⅳ 東浦町高齢者福祉推進協議会委員名簿

NO.	氏 名		代表者所属団体名等	
		.1		項(号)
1	三谷	光生	医師会	1 · 6
2	安田	裕政	歯科医師会	1 · 6
3	仮屋	賢治	薬剤師会	1 • 6
4	久米	光男	民生委員協議会 高齢者福祉部会 部長	2
5	舟橋	弘芝	地域密着型事業所代表「とんと沙羅居」介護支援専門員	3
6	西尾	弘道	東浦町社会福祉協議会 会長	3
7	甲斐	綾子	東浦町居宅介護支援事業所連絡協議会 会長	3
8	日髙	啓治	社会福祉法人愛光園 副理事長	3
9	山田	孝守	特別養護老人ホーム東和荘荘長	3
10	吉田	禎宏	特別養護老人ホームメドック東浦理事長	3
11	山﨑	紀恵子	特定非営利活動法人絆代表理事	3
12	加藤	美年子	東浦町健康づくりリーダー	4
13	山下	昭子	ひがしうら食改 代表	4
14	荒川	和美	東浦町シルバー人材センター 副会長	5
15	宮池	始	東浦町高齢者ふれあいサロン連絡会 会長	5
16	市川	實	東浦町老人クラブ連合会 会長	5
17	上村	昌義	愛知県知多福祉相談センター 次長兼地域福祉課長	7

事務局

NO.	氏名	所属課名等
1	鈴木 貴雄	健康福祉部長
2	内田 由紀子	健康福祉部 ふくし課長
3	村上 智絵	健康福祉部 ふくし課 地域包括ケア推進係長
4	齊藤 茉奈	健康福祉部 ふくし課 社会高齢係長
5	久米 英輔	健康福祉部 ふくし課 社会高齢係主事
6	小田 浩昭	健康福祉部 健康課長
7	伊藤 大輔	健康福祉部 健康課 成人保健係長
8	高見 靖雄	東浦町社会福祉協議会 事務局長
9	鈴木 涼子	東浦町社会福祉協議会 地域福祉係長
10	越智 千賀子	東浦町高齢者相談支援センター 管理者

東浦町高齢者福祉計画

作 成 令和3年3月

編集発行 愛知県東浦町 ふくし課

〒470-2192

愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

電話 0562-83-3111 内線 124・127

FAX 0562-83-9756

E-mail fukushi@town.aichi-higashiura.lg.jp